

# 宮城県高等学校体育連盟ソフトテニス専門部運営規程

## 第1条（主旨）

本専門部は、県内各地の高等学校ソフトテニス部間の連携を図り、下記に留意しながら技術向上や大会運営を行うことを目的とする。

- 1 すべての顧問の先生方の意見や意志を、専門部の運営になお一層反映できるように役員の選出方法に十分配慮する。
- 2 若い先生方も含めた全ての顧問の先生方のエネルギーを、専門部運営に生かせるようにする。
- 3 地区の代表を選ぶ地区毎の話し合いの場を設定し、地区のより深いまとまりを育てる。
- 4 本専門部の活動にあたっては、宮城県高等学校体育連盟競技者及び指導者規定を遵守する。

## 第2条（組織）

- 1 本専門部は宮城県高等学校体育連盟の競技専門部として組織され、宮城県ソフトテニス連盟に加盟する。
- 2 本専門部は宮城県高等学校体育連盟に団体登録した学校の教職員で組織する。

## 第3条（会議）

- 1 本会は顧問総会、常任委員会、専門委員会、執行部会をもって運営に当たる。
- 2 顧問総会は年1回以上開き、役員の選出、事業計画、予算、決算、規約改正その他の重要事項を決議する。

## 第4条（役員）

- 1 本専門部に次の役員を置く。

部長	1名
副部長	若干名
常任委員	約30名
監査委員	2名
- 2 常任委員の中から若干名の執行部を選出することができる。
- 3 後述する専門委員会の委員については、常任委員以外からも選出できるものとする。
- 4 常任委員は総会に於いて選出し、任期は2年とするが再任を妨げないものとする。また、異動などの事由により、任期内で欠員が生じた場合はそのつど補充する。補充された役員の任期は残存期間とする。

## 第5条（常任委員）

- 1 選出方法
  - (1) 常任委員は総会時の各地区の話し合いによって選出し、選出方法については地区に一任する。
  - (2) 地区毎の選出に先立って、執行部として若干名の常任委員を総会の承認の下、直接に選出することができるものとする。

(3) 常任委員の総数はおおむね30名とする。地区で選出する常任委員の人数は以下の通りとする。

	男子	女子	計
仙南地区	2	2	4
仙塩地区	$5 + \alpha$	$5 + \alpha$	$16 + \alpha$
石巻地区	$1 + \alpha$	$1 + \alpha$	$3 + \alpha$
大崎地区	$1 + \alpha$	$1 + \alpha$	$3 + \alpha$
県北地区	2	2	4
合計	$11 + \alpha$	$11 + \alpha$	30

① 仙塩地区については、男子部・女子部各 $5 + \alpha$ の計16名とする。

② 石巻地区、大崎地区については、男子部・女子部各 $1 + \alpha$ の計3名とする。

③ 他の地区については、登録学校数その他を考慮して、男女同数とする。

## 2 (執行部)

(1) 執行部は、委員長、副委員長、庶務、会計、事務担当を以て構成する。

(2) 各地区から1名程度選出する。

## 3 常任委員の仕事

常任委員の仕事については、別にこれを定めるものとする。

## 第6条 (専門委員)

1 部務の円滑なる運営を図るため、常任委員会の中に次の専門委員会を設置する。

1 強化委員会 15名程度

2 記録広報委員会 10名程度 (各地区から選出した  
合計10名程度)

## 2 選出方法

(1) 総会終了後に常任委員会を開き、互選により専門委員を決定する。その際、男女のバランスにも配慮する。

(2) それぞれの専門委員の中から、互選により専門委員長を選出する。

(3) 専門委員会の委員長は常任委員から選出することを基本とする。ただし、専門委員は常任委員以外からも選出できるものとする。

(4) 監査委員については他の専門委員との兼務も可とするが、執行部の役職を兼任することはいない。

## 3 専門委員の仕事について

専門委員の仕事については、別にこれを定めるものとする。

## 第7条 (会計)

1 本専門部の経費は、宮城県高等学校体育連盟補助金、宮城県ソフトテニス連盟補助金その他の収入を以て充てる。

2 本専門部の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

## 第8条（表彰）

本専門部は活躍顕著なものに対しこれを表彰する。表彰基準については別に定めるものとする。

## 第9条（慶弔規定）

本専門部は慶弔規定については、別にこれを定めるものとする。

## 付則

- 1 この規定は平成21年4月1日より施行する。
- 2 この規定は令和5年4月19日より改訂する。第5条1選出方法（1）一部改訂。第5条2（執行部）（2）追加

# 役員の仕事

## 執行部の仕事について

- （1）各種表彰の受賞予定者の人選と原案作成
- （2）祝賀会・慰労会等の立案・実施
- （3）県大会において指導的立場に立つ。
  - ①各大会の基本的計画、役割分担について原案を作成し、常任委員会に原案を提出する。
  - ②大会当日は運営の中心になる。
- （4）県大会以上の大会で使用する試合会場（コート・体育館）の公的機関への申請書提出。

- 1 委員長：専門部を代表して部務を執行する。
- 2 副委員長：（1）委員長を補佐し、委員長不在の時はこれを代行する。
  - （2）常任委員会の議長をつとめる。
  - （3）総会・常任委員会を開く際の資料作成を助ける。
  - （4）委員長とともに外郭団体との折衝にあたる。
- 3 庶務：総会・常任委員会を開く際の資料を作成し、事務局の一翼を担う。
- 4 会計：会計関係の一切の業務を担当する。
- 5 事務担当：各種文書の発送などを担当する。

## 常任委員・監査委員の仕事について

- 1 常任委員
  - （1）常任委員会を構成し、部務執行上の次の事項を協議する。
    - ①予算・決算
    - ②事業計画
    - ③顧問の先生方の表彰関係の協議と、最優秀選手・優秀選手・功績賞・功労賞の選考
    - ④規約の制定・改正
    - ⑤大会の運営に関する問題点の検討・改善
    - ⑥大会の競技役員決定
    - ⑦部務運営上の問題点の検討・改善

#### ⑧その他の重要事項

- (2) 大会の組合せ表（団体・個人）、進行予定表、係分担表の作成にあたる。
- (3) 大会当日にあつては、分担して競技の運営にあたる。ただし、競技役員については、常任委員以外からも選出することができるものとする。
- (4) 後述する専門委員会のメンバーとして、それぞれの任にあたる。
- (5) 所属する各地区の地区長（複数の場合は選挙または互選）の任にあたる。
- (6) 総体・新人各地区予選会の責任者（複数の場合は選挙または互選）の任にあたる。
- (7) その他、専門部長が特に必要と認める仕事について、分担してその任にあたる。

2 監査委員：年度末の会計監査を行う。

### 強化委員会の仕事について

- (1) 選手強化の計画・立案
- (2) 選手強化の実践（講習会の主管など）
- (3) ソフトテニスの指導者の養成（顧問技術講習会の主管など）
- (4) 強化指定選手の選考
- (5) 国体県選手団少年男女監督の後援
- (6) 中体連・小学校との連携
- (7) その他の強化に関する事項

◎強化委員長：強化委員会を代表し、選手の強化と指導者の育成にあたる。

### 記録広報委員会の仕事について

- (1) 各大会の記録の取りまとめ
- (2) 戦績報告（報道関係・高体連・県連・後援団体）
- (3) 高体連年鑑の部関係分の原稿の作成
- (4) 機関誌「ソフトテニス」の購読申込緒関係
- (5) 各種委員会の議事の記録
- (6) 部会誌の編集
- (7) 大会観戦記の作成
- (8) 写真の撮影
- (9) その他、部運営の記録・広報に関する事項
- (10) 東北大会以上の規模の大会の広告の取りまとめ
- (11) その他、各専門委員会に属さない庶務的な事項
- (12) 専門部ホームページの管理・運営

◎記録広報委員長：記録広報委員会を代表し、会議や大会の記録の作成と保管及びソフトテニスの広報活動を行う。